#### 科学研究費助成專業 研究成果報告書



平成 29 年 6 月 1 1 日現在

機関番号: 30107

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2012~2016

課題番号: 24530077

研究課題名(和文)時効および除斥期間の適用制限の総合的研究

研究課題名(英文)Comprehensive study on the limitations in applications of statutes of limitations and periods of exclusion

#### 研究代表者

松久 三四彦 (Matsuhisa, Miyohiko)

北海学園大学・法務研究科・教授

研究者番号:10142788

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文): 時効や除斥期間の裁判例を網羅的に収集分析し、時効の援用や除斥期間規定の適用が信義則違反ないし権利の濫用に当たるとして認められない場合のファクターの抽出と整理を行った。その際、時効の事案類型としては、時効完成後の事情による適用制限と、時効完成前の事情による適用制限に大別し、この2種の違いに応じた特有のファクターがあるかにも留意して分析した。また、時効制度や除斥期間制度の存在理由との関係、除斥期間では援用を要件としないことがどのように影響するかにも留意して分析した。

研究成果の概要(英文): Judicial precedents involving statutes of limitations and periods of exclusion were collected and analyzed in a comprehensive manner. Factors were deduced and organized from cases in which the invocation of statutes of limitations and the application of period of exclusion provisions were recognized as not corresponding to violations of the fair and equitable principle or an abuse of rights. In doing so, the types of cases involving statutes of limitations were broadly classified into those involving limitations on their application due to circumstances following the lapse of the statute of limitations and limitations on their application due to circumstances prior to the lapse of the statute of limitations. The analysis was performed by keeping in mind whether or not there were special factors corresponding to these two differences.

研究分野: 民事法学

キーワード: 時効 除斥期間 信義則 権利濫用 時効の援用 取得時効 消滅時効

## 1.研究開始当初の背景

時効および除斥期間に関する学理上も実務上も重要でありながら、研究が乏しく、あるいは皆無に近い問題として、適用制限(排除)の根拠・基準をどう考えるべきかがある。これには、第1に時効の適用制限、第2に財間の適用制限(時効と除斥期間の適用制限(時効と除斥期間の不要と明をごに求めるかも問題であり、援用を不要と可る権利行使制限期間であっても時効と呼ぶ条文もあるが〔国・自治体の金銭債権・2項入ここでは便宜上、援用を不要とするものを除斥期間と呼ぶことにする)、第3に悪意占有者の時効取得排除の可否の3つの問題群がある。

第1の時効の適用制限には、時効完成前の事情による適用制限と時効完成後の事情による適用制限(援用権の喪失)がある。時効完成前の事情による適用制限の裁判例は、昭和46年から蓄積され始めるが、それは、最大判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁が、信義則を理由にいわゆる消滅時効完成後の承認による援用権の喪失を認めたことにより、時効完成前の事情についても信義則違反ないし権利濫用を理由に時効援用不許としやすくなったためではないかと思われる。

時効完成前の事情による適用制限については、これまでにもいくつか研究があるが、裁判例の蓄積途上のものであった(たとえば、渡辺博之「時効の援用と信義則・権利の濫用(上)(下)」判例評論 407号2頁、408号2頁[1993年]が扱う裁判例は29件である)。その後、裁判例も蓄積されてきたことから、それら(76件)を分析した論文を公表したところである(拙稿「時効の援用と信義則ないし権利濫用・時効完成前の事情による場合・」藤岡康宏先生古稀記念〔成文堂、2011年〕69頁~100頁)。

これに対し、時効完成後の事情による適用制限は、前掲最大判昭和 41 年 4 月 20 日が、「相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えるであろう」ことをも信義則の根拠とするが、それに該当するかどうかをどのように判断すべきか、また裁判例は実際どのように判断しているかの研究は、自認行為を広く捉えるならば援用権喪失となりうる事案でありながら時効援用を認めた裁判例も少なくないなかで、皆無に近い。

実際の訴訟では、この適用制限の主張がなされることが極めて多く、弁護士にとっては判決の予測がつきにくく、裁判官にとっても、関連裁判例の網羅的なリストさえなく、判断基準がはっきりしないため、困難な判断をせまられている。その主たる原因は、適用制限という例外を認めることは、時効制度の根幹および果たすべき機能を損ないかねないため微妙な判断をせまられるものであるところにあるが、実際の裁判例はかなり蓄積され

ているにかかわらず、その全体像を明らかにする研究がないことにも一因があるといえよう。したがって、ここでは、何よりも、実際の裁判例をできるだけ網羅的に収集分析して、その実際の姿を明らかにし、これに比較法的、理論的な検討を加えることが必要であり、そのような研究は、学術的にも、また実務からも強く求められているものである。

時効完成後の事情による適用制限は、時効の援用がなされても仕方がない時点以後の事情を斟酌して適用を制限するものである点で時効完成前の事情による適用制限と大きく異なるが、適用制限を認める根拠については時効完成前の事情による適用制限との連続性と不連続性を視野に収めた研究が必要である。

第2の除斥期間の適用制限については、最 判平成元年 12 月 21 日民集 43 巻 12 号 2209 頁が、民法 724 条後段の 20 年につき除斥期 間説をとり、本件損害賠償請求権は「20年の 除斥期間が経過した時点で法律上当然に消 滅したことになる」から、この 20 年は消滅 時効でありその援用は信義則違反又は権利 濫用であるとの原告(被上告人)の主張は失 当であるとしてその損害賠償請求を退けた。 以後、この 20 年を除斥期間と解することの 当否とともに、援用を不要とする他の権利行 使制限期間における適用制限の法的構成等 も問題になっている(最近のものでは、最判 平成 19 年 2 月 6 日民 61 巻 1 号 122 頁〔在 ブラジル被爆者健康管理手当等請求事件〕が ある)。ここでは、援用不要である除斥期間 を信義則で適用制限できるのかという信義 則の対象と適用制限の法的構成につらなる 理論的な問題、および、適用制限における具 体的・実質的な判断基準が問題であり、援用 不要とする除斥期間の適用制限については 民事訴訟法上の弁論主義との関係、さらには、 裁判官は「憲法及び法律にのみ拘束される」 という憲法 76 条 3 項をも視野に収めた研究 が必要である。

第3の悪意占有者の時効取得の可否については、これまで、悪意占有者も時効取得できるというのが一般的な理解であった(民法起草者は明言しないが、我妻栄『新訂民法総則』[岩波書店、1975年]479頁、幾代通『民法総則[第2版]』[青林書院新社、1984年]494頁は明言する)。しかし、他人の土地と知って占有している者に所有権を与えることに違和感を持つ者は少なくないようである。

私は、かつて、「悪意占有者には時効取得は認められないと解釈する余地があるのではないか」と述べたが(拙稿「時効制度」民法講座1巻[有斐閣、1984年]564頁[拙著『時効制度の構造と解釈』[有斐閣、2011年]127頁])近時、悪意占有者の時効取得を権利濫用とし、あるいは否定する考えを明言するものが出てきた(鎌野邦樹「時効制度の存在理由」『民法基本論集第1巻』[法学書院、

1994 年〕241 頁、平野裕之『民法総則第 2版』[日本評論社、2003年〕582頁〕、悪意占有者に時効取得を認めた数少ない裁判例には事案の特殊性があり、また、自主占有性を否定することにより悪意占有者を排除する結果となるものが見られるのであり(最判昭和 48年1月26日判例時報696号190頁など)このような裁判例の分析、自主占有概念の検討とともに、諸外国の状況も知られておらず比較法的な検討も重要である。

さらには、この第2・第3の問題は、反制 定法的解釈の議論をも視野に入れた研究が 望まれるものである。

### 2.研究の目的

#### 3.研究の方法

時効完成後の事情による適用制限(援用権の喪失)除斥期間の適用制限、悪意占有者の時効取得排除の可否について、わが国の裁判例の全体像を明らかにし、学説を網羅的に収集・整理・分析するとともに、比較法研究を行い、それらを総合して、解釈論を提示する。

まず、時効完成後の事情による適用制限 (援用権の喪失)については、裁判例を網羅 的に収集する。それは、主に判例の電子版デ ータベースから検索する作業となるが、キー ワードに該当する裁判例は膨大で、その中に は、当事者の主張の中に出てくるだけで判旨 中には出てこないため検討対象外となるも のも多数含まれている。そのため、研究対象 となりうる判例の特定が第一の作業となる。

ついで、ここで抽出された裁判例を、援用 権を喪失させた裁判例と喪失させなかった 裁判例に分け、それぞれの判断の根拠を分析 し、その要素をまとめ、判断構造を明らかに する。また、これらの裁判例に関する評釈を 中心に、学説は、何に重きを置いているかを 時効観や事案類型などにも留意しながら整 理分析する。

また、アメリカの取得時効(Adverse Possession)など、外国法の状況を調査する。 除斥期間の適用制限については、わが国における裁判例および学説の収集と分析をおこ

なうとともに、比較法的な検討もあわせておこなう。また、援用不要とする制限期間の適用を排除することは民事訴訟法の弁論主義とどのような関係に立つのか等、民事訴訟法上の分析もおこなう。

なお、除斥期間が原則として期間経過のみで権利を消滅させるものであることからは、この除斥期間規定を適用しないことは、一種の反制定法的解釈の色彩を帯びる。そこで、反制定法的解釈のもっとも包括的な研究である、Jörg Neuner, Die Rechtsfinding contra legem.を手がかりに、反制定法的解釈の視点からの検討を加える。そこでは、裁判官は「憲法及び法律にのみ拘束される」という憲法 76 条 3 項をも視野に収めた検討も行う。

さらに、犯罪被害者等給付金支給法は、「…を知った日から 2 年」「…が発生した日から 2 年」「…が発生した日から 2 年」「…が発生した日から 2 年」「…が発生した日かららに、平成 20 年改正により「前項の規定の規定により「前項の規定はかわらず、当該犯罪行為の加害者によりの自由を不当に拘束されていたことそのやむを得ない理由により同項に規定に規定を制置を経過する前に第 1 項の申請をれたると日とができる。」(10 条 3 項)が付加された。除置規定でこのような完成停止条項成らる。」(10 条 3 項)が付加された。際間規定でこのような完成停止条項成らる。」(10 条 10 公に表現の申請をれた。と日と斥く上を行っても格別の注意を払って検討する。

悪意占有者の時効取得排除の可否については、わが国においては、悪意占有者であるということだけで時効取得を否定した裁判例はみあたらないが、他方で、悪意占有者に動取得を認めた裁判例は極めて少ない。 悪意占有者であっても時効取得が認められた判例の分析(そこでは、違法性なが認められたがう事案の特殊性が検討されるであろう)と、悪意占有者の時効取得が認められなかった裁判例の法的構成や事案の特殊性などの分析を行なう。また、旧民法時代に遡り、自主占有概念に留意しつつ整理する。

#### 4. 研究成果

時効および除斥期間の裁判例を網羅的に 収集分析し、時効の援用や除斥期間規定の適 用が信義則違反ないし権利の濫用に当たる として認められない場合のファクターの抽 出と整理を行った。その際、時効の事無知 と、時効完成後の事情による適用制限に大り し、この2種の違いに応じた特有のファクター があるかにも留意して分析した。また、 対制度や除斥期間制度の存在理由との関係、 除斥期間では援用を要件としないことが の 適用制限、悪意占有者の時効取得排除の可

#### 5. 主な発表論文等

# 〔雑誌論文〕(計17件)

松久 三四彦「期間の制限(時効、除斥期間)」伊藤文夫 = 藤村和夫 = 高野真人 = 白石史子編「実務 交通事故訴訟大系第2 巻 責任と保険」頁(ぎょうせい、2017年刊行予定)。

<u>松久 三四彦</u>「不法行為時効の立法的課題」別冊NBL155号(2015年)239頁~251頁。

松久 三四彦「民法(債権関係)改正による新時効法案の審議と内容」高翔龍ほか編『日本民法学の新たな時代 星野英一先生追悼』(有斐閣、2015年)239頁~267頁。

松久 三四彦 「消滅時効が完成した債権 による相殺 最一小判平成 25 年 2 月 28 日民集 67 巻 2 号 343 頁及び民法(債権 関係)の改正に関する中間試案の検討を 中心に 」出口正義ほか編『企業法の現 在 青竹正一先生古稀記念』(信山社、 2014年) 29 頁~49 頁。

松久 三四彦「PTSDの裁判例と消滅時効・除斥期間」私権の創設とその展開内池慶四郎先生追悼論文集(慶應義塾大学出版会、2013年)565頁~595頁。

# [図書](計1件)

<u>松久 三四彦</u>『時効判例の研究』(信山 社、2015年)全645頁(本文613頁)

#### 6. 研究組織

# (1)研究代表者

松久 三四彦(MATSUHISA, Miyohiko) 北海学園大学・法務研究科・教授 研究者番号:10142788